

生駒市条例第12号

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例  
生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 公営企業債の償還のために一般会計から繰り出す財源に充てるとき。
- (5) 特定の市債の償還のために積み立てた資金をもって当該市債の償還の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。